

京都市告示第 278 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 7 月 15 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
梅津緯45号線	右京区梅津北町22番地の1地先から	旧	メートル 32.20	3.55 ～メートル 4.20
	同区梅津南町53番地の13地先まで	新	32.20	4.80 ～ 5.07
醍醐北緯12号線	伏見区醍醐京道町4番地の4地先から	旧	21.80	4.50
	山科区小野御霊町11番地の1地先まで	新	21.80	6.00 ～ 6.05

(建設局道路部道路明示課)